

福岡県公報

令和 4 年 5 月 20 日
第 299 号

目 次

告 示 (第449号 - 第456号)

- 福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例に基づく
区域指定 (都市計画課) …………… 2
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (環境保全課) …………… 2
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (環境保全課) …………… 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 3
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 3
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 3

公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) …………… 4
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 5
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 5
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 5
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 6
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 6

- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 6
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 6
- 総合特別区域法に基づく指定法人の指定 (商工政策課) …………… 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 7
- 落札者等の公示 (教育庁義務教育課) …………… 7
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 7
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 7
- 土地改良区の清算人の退任 (農村森林整備課) …………… 8
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 8
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 9
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 10
- 土地改良区の役員の就任 (農村森林整備課) …………… 11
- 土地改良区の役員の就任 (農村森林整備課) …………… 11
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 11
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 11
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 12
- 土地改良区の役員の就任 (農村森林整備課) …………… 13
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 13
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 14
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 15
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 15
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (都市計画課) …………… 16

選挙管理委員会

- 政治活動のために寄附を受け、または支出をすることができない団
体 (行財政支援課) …………… 17

公安委員会

- 警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活保安課) …………… 17
- 警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活保安課) …………… 20

- 機械警備業務管理者講習の実施 (警察本部生活保安課) ……………21
- 警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活保安課) ……………23
- 意見募集の結果の公示 (警察本部運転免許試験課) ……………25

告 示

福岡県告示第449号

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成16年福岡県条例第21号）第4条第1項の規定により、都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域を指定したので、同条例第4条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、指定した区域の位置及び範囲を示す図面は、福岡県建築都市部都市計画課及び小郡市都市建設部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和4年5月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定した土地の区域の名称
小郡市三沢地区
- 2 指定した土地の区域
小郡市三沢の一部

福岡県告示第450号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和4年5月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定する形質変更時要届出区域
糟屋郡志免町田富二丁目391番の全部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物
砒素及びその化合物

福岡県告示第451号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和4年5月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定する形質変更時要届出区域
京都郡苅田町新浜町1番3の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 規則第58条第5項第10号から第13号までの該当性
規則第58条第5項第12号（埋立地管理区域）に該当

福岡県告示第452号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年5月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年5月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	勝立川線	大牟田市船津町454番1先から 大牟田市船津町366番27先まで

福岡県告示第453号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年5月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	県 道	宗 像 玄 海 線	前	宗像市赤間駅前一丁目131番1先から 宗像市赤間駅前二丁目397番12先まで	18.0 ～ 27.2	573.0
			後	宗像市赤間駅前一丁目131番1先から 宗像市赤間駅前二丁目397番12先まで	18.0 ～ 27.2	573.0

福岡県告示第454号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年5月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年5月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
北九州	宗 像 玄 海 線	宗像市赤間駅前一丁目131番1先から 宗像市赤間駅前二丁目397番12先まで

福岡県告示第455号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和4年5月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所
築上郡築上町大字本庄1052、1449の4
- 指定の目的
水源の^{かん}涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第456号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和4年5月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示（重要流域（令和3年1月5日農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。
平成11年1月22日農林水産省告示第157号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年5月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年4月28日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 マルキョウ那珂川店

(2) 所在地 那珂川市片縄西四丁目1094番1外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社マルキョウ	代表取締役 坂本 守	大野城市山田五丁目3番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社マルキョウ	代表取締役 坂本 守	大野城市山田五丁目3番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

令和4年12月29日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,223平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数（台）
建物東側	60
合計	60

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数（台）
建物東側	10
合計	10

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）
建物北側	50
建物南側	24
建物西側	24
合計	98

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）
建物敷地北側	31.57

合計	31.57
----	-------

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社マルキョウ	午前 9 時 30 分	午後 11 時 00 分

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前 9 時 00 分から午後 11 時 30 分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
3 箇所	建物敷地東側及び南側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 4 年 5 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 (仮称) ビバモール東水巻
- (2) 所在地 遠賀郡水巻町吉田南五丁目600番1外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

今回の変更について、意見はございません。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 4 年 5 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 久留米南ショッピングセンター
- (2) 所在地 久留米市大善寺町宮本456

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
特にありません

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 4 年 5 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 みいまちショッピングタウン
- (2) 所在地 久留米市御井町字大銃場2233番外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
特にありません

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年5月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 善導寺ショッピングセンター
 - (2) 所在地 久留米市善導寺町飯田393番地の4
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
特にありません

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年5月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 サニー須恵店
 - (2) 所在地 糟屋郡須恵町大字須恵字赤坂488番1号
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
・届出のあった件につきまして、意見がない旨報告いたします。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年5月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 スーパービバホーム福岡東店
 - (2) 所在地 糟屋郡志免町別府北二丁目7番1外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
特になし

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により新宮町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和4年5月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画土地区画整理事業の変更（令和4年4月20日新宮町告示第59号）

公告

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第10項の規定により次のように公示する。

令和4年5月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間
-------	------------	-------	---------

昭栄化学工業株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目 1 番 1 号	令和 4 年 4 月 22 日	令和 7 年 4 月 21 日まで
------------	----------------------	-----------------	-------------------

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 4 年 5 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩船越字大和田415番18
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糸島市志摩岐志778- 5
糸島漁業協同組合
代表理事組合長 仲西 利弘

公告

契約の相手方等について、次のとおり公示します。

令和 4 年 5 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る特定役務の名称及び数量
令和 4 年度福岡県学力調査業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
教育庁教育振興部義務教育課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園 7 番 7 号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和 4 年 4 月 1 日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

東京書籍株式会社九州支社

(2) 住所

福岡市中央区赤坂一丁目16番10号電通福岡ビル 5 階

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

48,798,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条第 1 項第 1 号に該当

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 4 年 5 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩稲留字山ノ内233番10、233番11、238番 2、238番20及び238番21
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市東区土井一丁目15- 19
ケイアイスタービルド株式会社
代表取締役 渡部 瑞樹

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 4 年 5 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

(第一工区) 福津市福岡南一丁目424番1の一部、424番3の一部、427番1、427番9から427番49まで、701番2、701番3、705番3、708番2、708番4、724番2及び5116番1の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北九州市小倉北区下到津四丁目9番2号

東宝ホーム株式会社

代表取締役 和田 賢

公告

解散した清算法人上秋月土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和4年5月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏名	住所
久保田 茂俊	朝倉市上秋月1614番地
片原 武敏	朝倉市日向石877番地6
手嶋 和彦	朝倉市上秋月2373番地
内田 英彦	朝倉市上秋月324番地
本田 嘉明	朝倉市日向石370番地
本田 康徳	朝倉市上秋月1974番地2
内野 雅博	朝倉市上秋月1745番地1
川上 英生	朝倉市山見406番地3
手島 久夫	朝倉市田代600番地
田口 博登	朝倉市日向石1203番地3

大倉 伸生	朝倉市上秋月2754番地
山崎 正喜	朝倉市江川1835番地
平野 勝浩	朝倉市上秋月2424番地

公告

北九州市小倉南区吉田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18の規定により次のように公告する。

令和4年5月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏名	住所
西 修一	北九州市小倉南区上吉田二丁目13番8号
吉松 優	北九州市小倉南区上吉田五丁目18番21号
岩崎 英憲	北九州市小倉南区上吉田四丁目12番19号
柴崎 公宏	北九州市小倉南区上吉田一丁目7番12号
平尾 紀征	北九州市小倉南区中吉田六丁目5番20号
坂井 準二	北九州市小倉南区中吉田六丁目3番18号
川井 義春	北九州市小倉南区中吉田一丁目22番21号
清水 雅利	北九州市小倉南区中吉田五丁目11番8号
間 勉	北九州市小倉南区下吉田二丁目11番22号
北城 昭雄	北九州市小倉南区下吉田二丁目11番15号
磯野 榮治	北九州市小倉南区下吉田二丁目5番8号
磯部 孝夫	北九州市小倉南区下吉田二丁目9番13号

2 退任監事

氏名	住所
----	----

植野 啓輔	北九州市小倉南区上吉田二丁目12番10号
松井 賢二	北九州市小倉南区中吉田四丁目25番18号
山口 庄司	北九州市小倉南区下吉田二丁目11番6号

3 就任理事

氏 名	住 所
西 修一	北九州市小倉南区上吉田二丁目13番8号
植野 義章	北九州市小倉南区上吉田四丁目10番35号
岩崎 英憲	北九州市小倉南区上吉田四丁目12番19号
柴崎 公宏	北九州市小倉南区上吉田一丁目7番12号
松井 富洋	北九州市小倉南区中吉田四丁目24番27号
坂井 準二	北九州市小倉南区中吉田六丁目3番18号
久松 幸一	北九州市小倉南区中吉田五丁目3番2号
清水 雅利	北九州市小倉南区中吉田五丁目11番8号
各務 浩	北九州市小倉南区下吉田二丁目1番7号
松本 隆美	北九州市小倉南区下吉田二丁目9番5号
岩丸 繁之	北九州市小倉南区下吉田二丁目8番6号
磯部 孝夫	北九州市小倉南区下吉田二丁目9番13号

4 就任監事

氏 名	住 所
植野 啓輔	北九州市小倉南区上吉田二丁目12番10号
松井 賢二	北九州市小倉南区中吉田四丁目25番18号
山口 庄司	北九州市小倉南区下吉田二丁目11番6号
安藤 多壽	北九州市小倉南区中吉田三丁目14番17号

公告

大川東部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和 4 年 5 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
福山 義信	大川市大字大橋207番地3
田中 範昭	大川市大字下牟田口404番地1
枝光 勝博	大川市大字下牟田口1475番地1
柏原 康博	大川市大字中木室806番地2・807番地1, の1
宮原 洋	大川市大字下木佐木153番地
柿添 展宏	大川市大字下木佐木291番地
田中 邦雄	大川市大字下牟田口1501番地1
田中 秀隆	大川市大字下牟田口467番地2
後藤 孝一	大川市大字下牟田口1356番地1
宮崎 武	大川市大字下牟田口1053番地2
宮崎 博巳	大川市大字下牟田口889番地
山城 都行	三潞郡大木町大字上牟田口1300番地

2 退任監事

氏 名	住 所
柿添 博文	大川市大字下木佐木299番地1
宮崎 達三	大川市大字下牟田口646番地
野口 廣信	大川市大字下牟田口1649番地1

3 就任理事

氏 名	住 所
-----	-----

宮原 勇樹	大川市大字中木室1077番地
柿添 久光	大川市大字下牟田口556番地 2
柿添 展宏	大川市大字下木佐木291番地
田中 範昭	大川市大字下牟田口404番地 1
田中 邦雄	大川市大字下牟田口1501番地 1
田中 秀隆	大川市大字下牟田口467番地 2
後藤 孝一	大川市大字下牟田口1356番地 1
枝光 剛	大川市大字下牟田口1478番地 1
西田 学	大川市大字下牟田口897番地 4
宮崎 秀喜	大川市大字下牟田口152番地 1
江崎 秀樹	大川市大字大橋66番地
眞崎 萬次	三潞郡大木町大字八町牟田1294番地

4 就任監事

氏 名	住 所
柿添 博文	大川市大字下木佐木299番地 1
宮崎 達三	大川市大字下牟田口646番地
野口 廣信	大川市大字下牟田口1649番地 1

公告

山川地区土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和 4 年 5 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
-----	-----

松尾 裕幸	みやま市山川町甲田13番地 1
柿原 廣典	みやま市山川町甲田1008番地 2
山下 光士	みやま市山川町甲田1125番地 1
松尾 一美	みやま市山川町立山1257番地
坂梨 誠治	みやま市山川町立山773番地
徳永 龍彦	みやま市山川町清水903番地
山下 雄二	みやま市山川町清水910番地
長岡 繁興	みやま市山川町重富 6 番地
後藤 春義	みやま市山川町重富183番地 3

2 退任監事

氏 名	住 所
築地原 克己	みやま市山川町甲田512番地
松尾 義勝	みやま市山川町立山120番地
坂梨 良典	みやま市山川町重富206番地 2

3 就任理事

氏 名	住 所
徳永 龍彦	みやま市山川町清水903番地
山下 雄二	みやま市山川町清水910番地
長岡 繁興	みやま市山川町重富 6 番地
後藤 春義	みやま市山川町重富183番地 3
柿原 廣典	みやま市山川町甲田1008番地 2
松尾 文雄	みやま市山川町甲田371番地
徳永 順子	みやま市山川町立山419番地 1
宮本 篤	みやま市高田町田尻1025番地 1

森 雅崇	みやま市瀬高町小田1606番地
北原 大輔	みやま市山川町甲田291番地 1

4 就任監事

氏 名	住 所
坂梨 良典	みやま市山川町重富206番地 2
河野 敏士	みやま市山川町甲田1322番地
松尾 敏博	みやま市山川町立山586番地

公告

三橋上庄土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和 4 年 5 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

就任理事

氏 名	住 所
原 壽利	柳川市三橋町中山298番地 2

公告

大木町土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和 4 年 5 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

就任理事

氏 名	住 所
熊本 秀昭	三潞郡大木町大字蛭池974番地 1

公告

柳川みやま土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和 4 年 5 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
堤 英樹	柳川市有明町780番地

2 就任理事

氏 名	住 所
松藤 正之	柳川市有明町1400番地 1

公告

筑後東部第 2 期土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和 4 年 5 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
友添 信之	柳川市三橋町吉開28番地
小野 一豊	柳川市三橋町吉開48番地
野田 嗣男	柳川市三橋町起田496番地
木下 榮三	柳川市三橋町木元238番地
吉開 一博	柳川市三橋町木元323番地 1

森田 茂久	柳川市三橋町磯島569番地 1
由衛 國壽	柳川市三橋町磯島445番地
椛島 貞博	柳川市三橋町柳河457番地 1
鶴田 信行	柳川市三橋町柳河63番地10
井上 照正	柳川市三橋町柳河531番地
井口 眞	筑後市大字下妻551番地 2
井口 金平	筑後市大字下妻384番地 2
下川 粲	筑後市大字馬間田926番地
下川 哲也	筑後市大字馬間田1295番地 1
友添 輝光	筑後市大字富安213番地 2
大藪 盛詞	柳川市矢加部166番地 1
吉武 常美	柳川市立石95番地

2 退任監事

氏 名	住 所
井口 俊文	筑後市大字下妻116番地 6
木元 友喜	柳川市三橋町起田505番地
新谷 政則	柳川市矢加部554番地 4

3 就任理事

氏 名	住 所
友添 信之	柳川市三橋町吉開28番地
小野 一豊	柳川市三橋町吉開48番地
野田 嗣男	柳川市三橋町起田496番地
吉開 優	柳川市三橋町木元310番地
吉開 一博	柳川市三橋町木元323番地 1

森田 茂久	柳川市三橋町磯島569番地 1
由衛 國壽	柳川市三橋町磯島445番地
椛島 貞博	柳川市三橋町柳河457番地 1
鶴田 信行	柳川市三橋町柳河63番地10
井上 照正	柳川市三橋町柳河531番地
井口 博美	筑後市大字下妻800番地 1 の 2
井口 金平	筑後市大字下妻384番地 2
下川 粲	筑後市大字馬間田926番地
下川 哲也	筑後市大字馬間田1295番地 1
友添 輝光	筑後市大字富安213番地 2
大藪 盛詞	柳川市矢加部166番地 1
吉武 渡	柳川市立石108番地 1

4 就任監事

氏 名	住 所
井口 俊文	筑後市大字下妻116番地 6
木元 友喜	柳川市三橋町起田505番地
新谷 政則	柳川市矢加部554番地 4

公告

筑後北部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和 4 年 5 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
-----	-----

成清 惠	筑後市大字蔵敷1054番地
城戸 修	筑後市大字熊野1021番地 8
田中 惠一	筑後市大字熊野1041番地 1
大崎 清	筑後市大字蔵敷1043番地
城戸 勝	筑後市大字熊野963番地 1
久保 虎太	筑後市大字久富1721番地
中島 和利	筑後市大字久富1076番地 2
小山田 義則	筑後市大字西牟田3696番地 3

2 退任監事

氏 名	住 所
田中 勝正	筑後市大字熊野1060番地 3
中村 主	筑後市大字蔵敷1085番地 2

3 就任理事

氏 名	住 所
成清 惠	筑後市大字蔵敷1054番地
城戸 修	筑後市大字熊野1021番地 8
田中 惠一	筑後市大字熊野1041番地 1
大崎 清	筑後市大字蔵敷1043番地
田中 勝正	筑後市大字熊野1060番地 3
久保 虎太	筑後市大字久富1721番地
中島 和利	筑後市大字久富1076番地 2
田島 徳昭	筑後市大字西牟田3826番地 1

4 就任監事

氏 名	住 所
中村 主	筑後市大字蔵敷1085番地 2
城戸 綱木	筑後市大字熊野1017番地 2

公告

道海島土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和 4 年 5 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

就任理事

氏 名	住 所
鐘ヶ江 招光	大川市大字道海島276番地 6

公告

大和町土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和 4 年 5 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
坂井 年博	柳川市大和町中島2400番地
西田 浩	柳川市大和町皿垣開944番地
平川 洋照	柳川市大和町栄1123番地 1
高田 克彦	柳川市大和町徳益613番地
佐藤 哲郎	柳川市大和町塩塚1140番地 2

三小田 由勝	柳川市大和町塩塚332番地 3
田中 満義	柳川市大和町明野779番地
齊藤 誠夫	柳川市大和町栄448番地
松藤 和文	柳川市大和町皿垣開2147番地
松藤 善人	柳川市大和町皿垣開1777番地
西田 文博	柳川市大和町皿垣開1481番地
平川 義信	柳川市大和町鷹ノ尾172番地 1
米田 秀俊	柳川市大和町六合920番地
藤木 孝博	柳川市大和町六合474番地 2

2 退任監事

氏 名	住 所
田中 一喜	柳川市大和町六合771番地
石川 政則	柳川市大和町栄1499番地
成清 和幸	柳川市大和町中島1290番地

3 就任理事

氏 名	住 所
坂井 年博	柳川市大和町中島2400番地
西田 浩	柳川市大和町皿垣開944番地
平川 洋照	柳川市大和町栄1123番地 1
高田 克彦	柳川市大和町徳益613番地
佐藤 哲郎	柳川市大和町塩塚1140番地 2
三小田 由勝	柳川市大和町塩塚332番地 3
田中 満義	柳川市大和町明野779番地
齊藤 誠夫	柳川市大和町栄448番地

松藤 和文	柳川市大和町皿垣開2147番地
松藤 善人	柳川市大和町皿垣開1777番地
西田 文博	柳川市大和町皿垣開1481番地
平川 義信	柳川市大和町鷹ノ尾172番地 1
米田 秀俊	柳川市大和町六合920番地
藤木 孝博	柳川市大和町六合474番地 2

4 就任監事

氏 名	住 所
田中 一喜	柳川市大和町六合771番地
石川 政則	柳川市大和町栄1499番地
津村 豊美	柳川市大和町中島1891番地

公告

大牟田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和 4 年 5 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
中嶋 勝義	大牟田市大字上内3446番地
中嶋 修	大牟田市大字上内3435番地 3

2 就任理事

氏 名	住 所
中島 明彦	みやま市高田町黒崎開512番地 1
中島 元彦	大牟田市大字上内3668番地507

公告

柳川北部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和 4 年 5 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
伊藤 法博	柳川市上宮永町618番地 1
横山 隆美	柳川市佃町943番地
山田 善治	柳川市矢留本町483番地 3
堤 庫吉	柳川市下宮永町1039番地 3
田中 徹郎	柳川市佃町1224番地 1
中島 加津斎	柳川市佃町1576・1577番地合併
山田 紀磨	柳川市下宮永町1016番地 2
山田 武生	柳川市下宮永町794番地
山田 正路	柳川市下宮永町904番地
山田 政己	柳川市弥四郎町343番地 1
黒田 富美男	柳川市吉富町120番地
松本 直己	柳川市吉富町218番地 1

2 退任監事

氏 名	住 所
江口 崇彦	柳川市佃町357番地 1
古賀 英治	柳川市吉富町230番地
伊藤 一広	柳川市上宮永町559番地 1

3 就任理事

氏 名	住 所
伊藤 法博	柳川市上宮永町618番地 1
横山 隆美	柳川市佃町943番地
龍 繁樹	柳川市吉富町499番地18
田中 徹郎	柳川市佃町1224番地 1
古賀 英二	柳川市佃町1593番地 1
竹下 俊文	柳川市下宮永町584番地 2
堤 庫吉	柳川市下宮永町1039番地 3
山田 正路	柳川市下宮永町904番地
平野 明	柳川市下宮永町885番地 3
山田 耕二	柳川市吉富町77番地
松本 直己	柳川市吉富町218番地 1
山田 善治	柳川市矢留本町483番地 3

4 就任監事

氏 名	住 所
伊藤 一広	柳川市上宮永町559番地 1
江口 崇彦	柳川市佃町357番地 1
古賀 英治	柳川市吉富町230番地

公告

八女市土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和 4 年 5 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
川口 誠二	八女市国武464番地
甲斐田 泰	八女市矢原317番地 1
野上 正秀	八女市本755番地 2
角 修	八女市川犬1104番地 2
池松 三男	八女市新庄1692番地
服部 忠道	八女市新庄774番地
末崎 宏実	八女市緒玉42番地
松崎 敏幸	八女市酒井田853番地
松尾 茂光	八女市柳瀬616番地
江上 久一郎	八女市鵜池1095番地
三角 俊治	八女市立野14番地 2
末廣 勝次	八女市蒲原1399番地
稲員 稔成	八女市宅間田484番地 2
橋爪 徳雄	八女市吉田978番地
面江 忠行	八女市本2990番地 1
松本 茂吉	八女市祈祷院313番地 1
牛島 康博	八女市津江442番地

2 退任監事

氏 名	住 所
上村 洋治	八女市本2845番地
内田 光彦	八女市平105番地 1
中島 文久	八女市柳瀬407番地 2

3 就任理事

氏 名	住 所
川口 誠二	八女市国武464番地
甲斐田 泰	八女市矢原317番地 1
稲員 稔成	八女市宅間田484番地 2
井上 隆興	八女市川犬51番地
大石 哲夫	八女市新庄1632番地 2
溝口 喜之	八女市平409番地 1
丸林 京市	八女市緒玉51番地
松崎 敏幸	八女市酒井田853番地
松尾 茂光	八女市柳瀬616番地
石橋 鏡詩	八女市立野58番地
松本 嘉彦	八女市鵜池781番地
大坪 隆治	八女市蒲原1405番地 1
橋爪 徳雄	八女市吉田978番地
鬼木 正男	八女市本856番地 1
中嶋 壽敏	八女市本2926番地 2
青木 斌	八女市井延324番地 1
高山 利文	八女市津江1157番地

4 就任監事

氏 名	住 所
中島 春弘	八女市吉田1830番地 1
馬場 文人	八女市新庄1099番地 1
牛島 義光	八女市津江275番地 2

 公告

「都市計画法に基づく開発行為等の審査基準の一部改正案」について、次のとおり意見を募集します。

令和4年5月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和4年5月20日から令和4年6月20日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部都市計画課に備え置きます。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第34号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和4年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和4年5月20日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

団体名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
あしがまさひろ後援会	平和彦	近浦剛	福岡県柳川市三橋町蒲船津31-2-2
井上りんたろう後援会	井上倫太郎	井上芳枝	福岡県行橋市吉国111-1
太田はるゆき後援会	太田晴之	広瀬睦子	福岡県糟屋郡宇美町神武原3-18-1
川口誠二後援会	川口誠二	隈本真美	福岡県八女市大字国武464
くわはら誠後援会	桑原誠	大坪紀年	福岡県大牟田市天道町8-2
しのはら哲哉後援会	森英幸	福田好次	福岡県鞍手郡鞍手町大字新北1448-2
下澤竜二後援会	下澤竜二	河野拓馬	福岡県福岡市中央区平尾1-2-8コーポ黒木105
しろまる秀高後援会	城丸秀高	城丸喜美代	福岡県飯塚市大日寺492

末吉たかし後援会	末吉孝	黒原寅実	福岡県宗像市日の里5-3-89(67-204)
大志会	阿志賀正大	平和彦	福岡県柳川市三橋町蒲船津31-2-2
高山正信後援会	高山正信	高山洋恵	福岡県八女市立花町兼松281
田代みき後援会	田代美貴	久保田緑	福岡県北九州市八幡東区昭和3-3-20-203
田中建一後援会	田中建一	池永富士也	福岡県行橋市西宮市3-7-6
時任ひろのり後援会	時任裕史	時任幸雄	福岡県糟屋郡宇美町若草1-25-15
日本共産党藤原宏行後援会	加治隆一	河野増子	福岡県田川郡川崎町大字川崎123-10
のみやま政一と市政を考える会	野見山政一	毛内將文	福岡県飯塚市横田253-3
畠中博文後援会	松岡清美	畠中和好	福岡県嘉麻市馬見705-1
原崎ともひと後援会	高田直之	原崎泉	福岡県福津市若木台3-7-13
ひろせたけし後援会	廣瀬猛	廣瀬勝彦	福岡県遠賀郡水巻町頃末南3-19-1
ふじせ康司後援会	藤瀬康司	藤瀬康司	福岡県糟屋郡志免町田富2-4-10
門司農政連	久保真夫	三浦道治	福岡県北九州市門司区吉志1-3-11グリーンバル門司内

公安委員会

福岡県公安委員会告示第117号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

令和4年5月20日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第3号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
令和4年7月8日（金）から同年7月15日（金）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了検査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を含める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
令和4年7月13日（水）から同年7月15日（金）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習は、午後1時00分から開始し、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了検査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

- (1) 新規取得講習
15名
- (2) 追加取得講習
6名

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習
受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。
- ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 事前（電話）受付期間

ア 受付日
令和4年6月6日（月）及び同年6月7日（火）

イ 受付時間
午前9時00分から午後4時00分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

- (ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第 1 号）1 通
- ※ 同申込書には、申込前 6 月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。
- (イ) 4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面
- a アに該当する者
最近 5 年間に当該警備業務に従事した期間が 3 年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書
- b イに該当する者
合格証明書（1 級）の写し
- c ウに該当する者
合格証明書（2 級）の写し及び 2 級検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等
- d エに該当する者
旧検定規則第 8 条の規定により交付された旧 1 級検定に係る検定合格証の写し
- e オに該当する者
旧検定規則第 8 条の規定により交付された旧 2 級検定に係る検定合格証の写し及び旧 2 級検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等
- イ 追加取得講習
- (ア) 5(3)アに掲げる書面
- (イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し
- (4) 講習受講手数料
- ア 新規取得講習
38,000 円
- イ 追加取得講習
14,000 円

- ※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。
また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は 受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず 5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた 2 日以内の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた 2 日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

(1) 講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具を持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 5 時 45 分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話 092（641）4141 内線 3173、

3174) に対して行うこと。

- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第 1 号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。
- (5) 本講習は、法第 2 条第 1 項第 4 号に係る講習と同時開催とする。

福岡県公安委員会告示第118号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

令和 4 年 5 月 20 日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第 2 条第 1 項第 4 号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
令和 4 年 7 月 8 日（金）から同年 7 月 15 日（金）までの間	午前 9 時 30 分から午後 4 時 35 分まで（4 日目の講習は午後 0 時 10 分まで、最終日の講習は午後 0 時 10 分までとし、その後午後 1 時 00 分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目 9 番 1 号福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）について

は、休講とする。

(2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
令和 4 年 7 月 14 日（木）から同年 7 月 15 日（金）までの間	午前 9 時 30 分から午後 4 時 35 分まで（最終日の講習については、午後 0 時 10 分までとし、その後午後 1 時 00 分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目 9 番 1 号福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

- (1) 新規取得講習
6 名
- (2) 追加取得講習
15 名

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習
受講申込時において、最近 5 年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して 3 年以上である者
- (2) 追加取得講習
受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、最近 5 年間に当該警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上の者

5 受講申込手続等

- (1) 事前（電話）受付期間
ア 受付日
令和 4 年 6 月 6 日（月）及び同年 6 月 7 日（火）
イ 受付時間
午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間
- (2) 受付場所
北九州市門司区小森江三丁目 9 番 1 号
福岡県警察警備員教育センター
- (3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第 1 号）1 通

※ 同申込書には、申込前 6 月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 4(1)に掲げる受講対象者に該当することを疎明する書面

a 最近 5 年間に当該警備業務に従事した期間が 3 年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）

b 履歴書

イ 追加取得講習

(ア) 5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

34,000円

イ 追加取得講習

10,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず 5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた 2 日以内の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた 2 日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

(1) 講習最終日に修了考査（5 枝択一式で、新規取得講習については 40 問、追加取得講習については 14 問）を実施する。

(2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80 パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具を持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 5 時 45 分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話 092（641）4141 内線 3173、3174）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第 1 号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

(5) 本講習は、法第 2 条第 1 項第 3 号に係る講習と同時開催とする。

福岡県公安委員会告示第 119 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 42 条第 2 項第 1 号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和 58 年国家公安委員会規則第 2 号。以下「講習規則」という。）第 13 条において準用する同規則第 2

条の規定により公示する。

令和 4 年 5 月 20 日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

機械警備業務管理者講習

2 講習の期日、時間及び場所

講習期日	講習時間	講習場所
令和 4 年 8 月 3 日（水） から同年 8 月 5 日（金） までの間	午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分まで（ 最終日の講習については、午後 3 時 40 分までとし、その後修了考査を実施す る。）	北九州市門司区小森江三 丁目 9 番 1 号福岡県警察 警備員教育センター

3 受講定員

36名

4 受講申込手続等

(1) 事前（電話）受付期間

ア 受付日

令和 4 年 7 月 4 日（月）及び同年 7 月 5 日（火）

イ 受付時間

午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目 9 番 1 号

福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

機械警備業務管理者講習受講申込書（講習規則別記様式第 1 号） 1 通

※ 申込書には、申込前 6 月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。
。

(4) 講習受講手数料

39,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しな

かった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず 4(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた 2 日以内の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、4(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

※ 書類持参以外（郵送等）の申込みは、一切受け付けない。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた 2 日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること。

5 講習修了証明書の交付等

(1) 講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 機械警備業務管理者講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

6 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具を持参すること。

(2) 講習に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第 23号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 5 時 45 分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話 092（641）4141 内線 3173、3174）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第 1 号）については、福岡県警察警のホームペー

ジからダウンロードすることができる。

- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

福岡県公安委員会告示第120号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和4年5月20日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

- (1) 空港保安警備業務1級
(2) 空港保安警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

- (1) 空港保安警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
令和4年9月1日（木）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

- (2) 空港保安警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
令和4年9月2日（金）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

- (1) 空港保安警備業務1級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

- ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの
イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 空港保安警備業務2級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

- (1) 空港保安警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 乗客等の接遇に関すること。

(エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。

(オ) 空港に関すること。

(カ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(キ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 乗客等の接遇に関すること。

(イ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。

(ウ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

- (エ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 空港保安警備業務2級
- ア 学科試験
- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 乗客等の接遇に関すること。
- (エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。
- (オ) 空港に関すること。
- (カ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
- イ 実技試験
- (ア) 乗客等の接遇に関すること。
- (イ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。
- (ウ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
- 7 検定申請手続等
- (1) 事前（電話）受付期間
- ア 受付日
令和4年8月15日（月）及び同年8月16日（火）
- イ 受付時間
午前9時00分から午後4時00分までの間
- (2) 受検申請手続期間
事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間
- (3) 受検申請手続場所
- ア 住所地を管轄する警察署
- イ 営業所を管轄する警察署
- (4) 必要書類
- ア 必須書類

- (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通
- (イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
- (ウ) 1級の受検資格を疎明する、以下のいずれかの書類（1級検定受検希望者に限る。）
- a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）
- b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）
- イ 必要に応じて添付すべき書類
- (ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合
住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
- (イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合
営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）
- (5) 検定手数料
空港保安警備業務1級及び2級 16,000円
- ※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。
また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。
- (6) 申請方法
- ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず受付専用電話（080（2739）0070）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。
- ※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間に、7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。
- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。
- (4) 福岡県領収証紙の売りさばき所については、福岡県庁のホームページで確認することができる。

福岡県公安委員会告示第125号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、道路交通法等に基づく審査基準（案）及び処分基準（案）の制定及び一部改正について、令和4年4月6日から同年5月5日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第

41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

令和4年5月20日

福岡県公安委員会

1 審査基準の題名

- (1) 運転免許（試験により判断する場合以外の場合）（道路交通法（以下、「法」という。）第84条第1項関係）の基準
- (2) 免許証の再交付（法第94条第2項関係）の基準
- (3) 指定自動車教習所の指定（法第99条第1項関係）の基準
- (4) 技能検定員資格者証の交付（審査により判断する場合以外の場合）（法第99条の2第4項関係）の基準
- (5) 教習指導員資格者証の交付（審査により判断する場合以外の場合）（法第99条の3第4項関係）の基準
- (6) 免許証の更新（適性検査により判断する場合以外の場合）（法第101条第6項関係）の基準
- (7) 更新期間前における運転免許証の更新（適性検査により判断する場合以外の場合）（法第101条の2第4項関係）の基準
- (8) 申出による免許の付与（法第104条の4第3項関係）の基準
- (9) 運転経歴証明書の交付（法第104条の4第6項関係（法第105条第2項において準用する場合を含む。））の基準
- (10) 国外運転免許証の交付（法第107条の7第3項関係）の基準
- (11) 指定講習機関の指定（法第108条の4第1項関係）の基準
- (12) 運転免許取得者等教育の認定（法第108条の32の2第1項関係）の基準
- (13) 運転免許取得者等検査の認定（法第108条の32の3第1項関係）の基準
- (14) 19歳から大型自動車免許等を受けるための教習の課程の指定（道路交通法施行令（以下、「令」という。）第32条の7第2号関係）の基準
- (15) 19歳から中型自動車免許等を受けるための教習の課程の指定（令第32条の8第2号関係）の基準
- (16) 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定（大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許及び普通自動車免許に係るものに限る。）（令第33条の5の3第

1 項第 1 号ハ関係) の基準

- (17) 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定 (大型自動二輪車免許及び普通自動二輪車免許に係るものに限る。) (令第33条の5の3第2項第1号ハ関係) の基準
- (18) 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定 (大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係るものに限る。) (令第33条の5の3第4項第1号ハ関係) の基準
- (19) 普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上で大型自動車免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定 (令第34条第2項関係) の基準
- (20) 普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上で中型自動車免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定 (令第34条第4項関係) の基準
- (21) 19歳から牽引第二種免許以外の第二種運転免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定 (令第34条第5項関係) の基準
- (22) 普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上で牽引第二種免許以外の第二種運転免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定 (令第34条第7項関係) の基準
- (23) 19歳から牽引第二種免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定 (令第34条第8項関係) の基準
- (24) 普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上で牽引第二種免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定 (令第34条第10項関係) の基準

2 処分基準の題名

- (1) 運転免許の取消し、効力の停止 (法第90条第5項関係) の基準
- (2) 運転免許の取消し (法第90条第6項関係) の基準
- (3) 運転免許を受けることができない期間の指定 (法第90条第9項関係) の基準
- (4) 運転免許を受けることができない期間の指定 (法第90条第10項関係) の基準
- (5) 運転免許付与後の運転免許の条件の付加及び変更 (法第91条関係) の基準
- (6) 運転免許の取消し、効力の停止 (法第103条第1項関係) の基準
- (7) 運転免許の取消し (法第103条第2項関係) の基準
- (8) 運転免許の取消し、効力の停止 (法第103条第4項関係) の基準
- (9) 運転免許を受けることができない期間の指定 (法第103条第7項関係) の基準

(10) 運転免許を受けることができない期間の指定 (法第103条第8項関係) の基準

- (11) 運転免許の効力の停止 (法第104条の2の3第1項関係) の基準
- (12) 運転免許の取消し、効力の停止 (法第104条の2の3第3項関係) の基準
- (13) 自動車等の運転禁止 (法第107条の5第1項関係) の基準
- (14) 自動車等の運転禁止 (法第107条の5第2項関係) の基準
- (15) 自動車等の運転禁止 (法第107条の5第9項関係) の基準
- (16) 運転免許取得者等教育の認定の取消し (法第108条の32の2第5項関係) の基準
- (17) 運転免許取得者等検査の認定の取消し (法第108条の32の3第2項において準用する法第108条の32の2第5項関係) の基準

3 審査基準等の改正の日

令和 4 年 5 月 13 日

4 意見公募手続の結果

意見は提出されなかったため、原案のとおり審査基準等の改正をすることとした。

5 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ (<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>) に掲載するほか、福岡県警察本部交通部運転免許試験課に備え置く。